

市役所等で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくはホームページまで。

市政の動き (9月16日～10月15日)

会議名など

内 容

10月7日(金)
第2回長浜市建築審査会
担当課:建築住宅課(☎65-6533)

建築基準法第43条第1項ただし書きの許可について説明を受け、同意しました。また同条に基づく事後報告について承認しました。

10月11日(火)
第5回田村駅周辺整備基本構想策定懇話会
担当課:都市計画課(☎65-6562)

田村駅周辺整備基本構想(案)について、市から説明を受け、意見交換を行いました。

10月13日(木)
長浜市指定管理者選定委員会第2委員会
担当課:行政経営改革課(☎65-6702)

指定管理者候補について審査を行った結果、湖北みずどりステーションは湖北水鳥ステーション株式会社、田村駅周辺駐車場及び駐輪場は公益社団法人長浜市シルバー人材センター、余呉茶わん祭の館は丹生茶わん祭保存会を候補として適当と判断しました。

総合健診の日程を追加します

健康推進課(☎65-17759)

総合健診の日程を追加します。総合健診はがん検診や国民健康保険特定健診、生活習慣病健診など、いろいろな健診を半日でまとめて受けられます。健診がまだの人は、この機会にぜひお申し込みください。

【きき・ういむ】

12月15日(木) 市民交流センター
12月17日(土) 長浜市保健センター

【受付時間】

9時15分～11時

【実施する健診】

がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん)、国民健康保険特定健診、生活習慣病健診、肝炎ウイルス検診

※受診には申込みが必要です。各健診で対象年齢・料金が異なります。詳しくは担当課まで。



問合せ・申込先

健康推進課

〒526-1084 小堀町32-13

ながはまウェルセンター内

☎65-17759

屋根の雪下ろし情報をお寄せください

高齢福祉介護課(☎65-17789)

お年寄りやしょうがいのある人など、自力で雪下ろしを行うことが困難な人に、雪下ろし事業者や団体等を紹介できるよう、次の情報を募集していきます。対応できる事業者や団体、情報をお持ちの人は、お知らせください。

【募集情報】

屋根の雪下ろし作業を行う事業者、除雪グループ、個人ボランティア団体

①事業者名(団体名)

②代表者名

③住所

④電話番号

⑤作業単価

⑥対象区域

【集中募集期間】

11月14日(月)までに、電話かFAXまたはメールで左記まで。

※集中募集期間終了後も、随時募集します。



受付・連絡先

高齢福祉介護課(東館1階)

〒526-1850 八幡東町632

☎65-17789

FAX 64-1437

✉kourei-kaigo@city.nagahama.lg.jp

虐待から子どもを守る 11月は「児童虐待防止推進月間」です

子育て支援課家庭児童相談室(☎65-6544)

今、子どもへの虐待が深刻な社会問題になっており、相談件数は年々増加傾向にあります。児童虐待は、子どもの「こころ」と「からだ」に大きな傷を残し、成長にも大きな影響を与えます。子どもを虐待から守るために、自分ができることがないか、今一度考えてみましょう。

児童虐待とは

家庭内でのしつけとは明らかに異なり、子どもの心身の健やかな成長に重大な影響を与える行為です。

●身体的虐待: 殴る・蹴る、投げ落とすなど

●性的虐待: 子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

●ネグレクト: 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、学校へ登校させないなど

●心理的虐待: 言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■気になるサインを見つけたら

「子どもをひどく叱っている」など、日常的ではないけれど、気になる親子の様子があったら、可能なら声をかけてみましょう。育児の悩みを話せる相手がいれば、心が少し穏やかになるかもしれません。

でも、あなたが受け止めきれなかったら、無理することなく、通告・相談窓口にご相談ください。相談者や通報者の個人情報を守られます。虐待だとはつきりしなくても、そのおそれがあるだけで結構です。

相談機関は、幼い生命を一番に考えて、責任を持って対応します。虐待者を見つけることが目的ではなく、子育てに不安のある家庭を支援し、子どもが安全で、健全な生活を送れるようにすることが目的です。

虐待通告・児童相談に関する連絡先

長浜市役所 家庭児童相談室	☎65-6544 月～金 8時30分～17時15分 ※時間外・土・日・祝日は市役所代表(☎62-4111)へ
彦根子ども家庭 相談センター	☎0749-24-3741 月～金 8時30分～17時15分
虐待ホットライン (県内全域)	☎077-562-8996 24時間対応 FAX可
児童相談所 全国共通ダイヤル	☎189(いちばやく) 24時間対応 ※一部のIP電話からはつながりません。
こころんダイヤル 子育て・いじめ・不 登校・非行など… 子どもの悩みや家庭 の悩みの電話相談	☎077-524-2030 ☎0120-078-310 (24時間子どもSOSダイヤル) FAX 077-528-4855 ※土・日・祝日を含む毎日 (年末年始を除く) 9時～21時



■子育てに悩んだら抱え込まずに相談を

子育て中のあなたが深い寂しさに襲われたり、子育てを難しいと感じていたり、不安が大きくなって子どもに暴力をふるったり、逆に子育てを放棄したくなってしまうたら、すぐに受話器を取って、子ども虐待防止のために電話で相談しましょう。抱え込まずに誰かにSOSを出すことで、きつと解決策が見つかります。

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、同様に子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩になります。

虐待相談 Q&A

Q けがをして泣いている子どもが歩いていました。どうしてあげればいいですか。

A 声をかけてあげてください。すぐに通報できなくても、子どもにとっては心配してくれる大人がいる、というだけでも元気になるはずですよ。

Q 近所の子どもがいる家庭で夫婦げんかが多く、怒鳴り声や物を投げる音が聞こえます。これって虐待ですか。

A 子どもの前で激しい夫婦げんかをするのは心理的な虐待です。目の前でお互いのをのしり合う両親の姿や、暴力の場面を見せられるのは、子どもにとっては、怖くて悲しくて大変傷つきます。

Q 近くの家で、子どもの激しい泣き声や大人の怒鳴り声が聞こえます。心配ですがどうしたらよいでしょうか。

A 児童虐待も考えられます。変だと思ったらすぐ相談ください。家庭児童相談員が状況を確認して適切に対応します。たとえ虐待ではなくても、親への支援に繋がり、虐待予防の第一歩となります。

Q しつけと虐待の違いはどのように区別するのですか。

A 虐待かどうかは、保護者の意図に関わらず、子どもの立場に立って判断されなければなりません。しつけとは子どもの健全な成長発達のためのものですから、子どもの体や心に傷を与えるほどの行為は、虐待となります。